

第6回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年6月25日(火) 午後14時00分～午後14時35分

2 開催場所 大月市民会館4階視聴覚室

3 出席委員

1番	西村 恒男	2番	矢頭 恵造	3番	藤本 賢治	4番	原 泉
5番	山田 政文	6番	平山 正幸	7番	斧田 孝久	8番	小俣 好三
9番	小宮 広督	10番	久嶋 昇	11番	安藤 睦美	12番	小俣 英二
13番	三枝 正幹	14番	庄司 有紀				

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第16号 農地法3条第1項の規定による許可申請に対し許可を求める件

議案第17号 農地法5条第1項の規定による許可申請に対し許可を求める件

議案第18号 非農地証明交付申請に対し承認を求める件

日程第3 報告第6号 転用確認証明交付に関する報告

日程第4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 金畑 忠彦 主幹 岸野 力也 会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局 皆さんお揃いの方ですので、始めたいと思います。互礼を行いたいと思います。ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。

只今より、令和6年第6回農業委員会総会を開催いたします。

会長あいさつ、西村会長よりしくをお願いします。

会長 暑い中お集り頂きましてありがとうございます。

先週ですけれども、甲府で会議が有りまして出席しました。

その会議の内容ですけれども、ロシアによる世界の穀倉地帯のウクライナの進行から始まった食料の高騰及び肥料などの高騰、それからハマ

スの奇襲攻撃によるイスラエルのガザ地区への進行などによる中東の情勢の不安により原油の高騰などが有りまして、国の方で食料基本法・農業基本法・農村基本法の改正基本法が成立しました。

それによって、農業委員会に関係が有るのは、先月有りましたけど農業振興地域、農振解除申請などの申請が難しくなるのかな、それから転用の申請などが難しくなるのかなと思いますけど、それは各々やって行くうちに分かると思います。

それからもう一つ、地域計画の策定、来年の 3 月迄に提出して下さいと言う事なのですが、これは今日の会議が終わった後、研修会でやりたいと思います。

本日も 3 条・5 条それから非農地の申請などが有りますので、よろしくお願いします。

事務局 続きまして、開会宣告。会長お願いします。

会長 本日は全員出席です。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第 3 条に基づき議長を会長にお願い致します。

議長 規則に従い議長を務めさせて頂きます。着席のまま議事を進めさせて頂きます。なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから起立にて発言をお願い致します。

議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

日程第 1 議事録署名委員の指名

議長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

10 番、久嶋 昇委員、12 番、小俣 英二委員を指名致します。

日程第 2 議案第 16 号

議長 日程第 2、議事に入ります。

議案第 16 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対し許可を求める件を上程します。

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事務局 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明致します。

申請番号 1、議案書の 1 ページ、2 ページの地図と 3 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

場所は、〇〇〇〇〇〇、東側〇〇〇〇〇〇〇〇〇北側になります。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

申請理由は、譲渡人の〇〇〇〇は市外在住で高齢である事から、申請地の農地を適切に管理出来ないため、適切に管理出来る方に売却したいと申請がされました。

譲受人の〇〇〇〇は、県外在住者でございます。

クレー射撃を通じて鳥沢在住者と知り合いになり、親しくなる中で一般財団法人山梨県猟友会に入会し、東部猟友会に所属しております。

また、〇〇〇〇〇〇の氏子の皆様のお手伝いもするようになり、農作業のお手伝いもするようになる中、農作業に興味を持つようになりました。

譲渡人とは知り合いでは有りませんが、土地を手放したい方が居る事を地元の方の紹介で知り、土地を取得する事になりました。

許可後は、農作業に関する知識や技術を習得し、檜の伐採方法及び原木椎茸の栽培方法を習得し、荒廃している土地を農地として整地し、原木椎茸を栽培する計画です。

以上ですけど、ご審議をよろしくお願いします。

議長

続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当委員の山田政文委員をお願いします。

山田委員

今、事務局から説明が有ったとおりですが、〇〇〇〇さんと言う方は、母親が〇〇出身で、その娘さんと思うのですが、娘さんと言っても〇〇位と思うのですけど、たぶんこの土地には一度も来た事が無いと思います。

写真を見てご覧のとおり、山林になっています。

手入れが行き届いていない山林で、こんな状況になっているのですが、非常に南斜面の日当たりの良い場所で、元々は良い畑だったと思うのですが、現状はこういう状況です。

〇〇さんはまだ〇〇代前半で、一生懸命農業にも、自営業と言う事で度々大月の方に来ているのですが、猟友会にも入って、大月のために頑張

ろうと言う心構えでやってくれています。

その他にもその内出て来ると思うのですが、土地を譲り受けると、この話も実は貰って欲しいと言う事は私の方に有ったのですが、私も土地はいりませんので、〇〇さんに声を掛けた処、実際は売買の形を取るのですが、実質的には行政書士さんに支払う手数料程度で契約されると思います。

その後この山林を間伐して椎茸の栽培をすると言う事でございますので、放棄地がこれで一つ減るのかなというふうに思いますので、ご理解の上、よろしくお願い致します。

以上です。

議 長

事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

原委員。

原 委員

行政書士に払う位の金額しか販売価格は無いのではないかと言う話をされましたが、事務局の方で知る情報として、いくら位の坪単価になっているのか分かっていれば教えて下さい。

事 務 局

行政書士が中に入っておりますので、金額の方は事務局としては把握をしております。

原 委員

今、意見を頂いたのですが、有償で売買をすると言う事についての金額は、事例毎に情報として持っていないとまずいと思うのですよ。

行政書士の方でやった事だからと言う事ではなくて、農業委員会の事務局として、この土地の坪単価がいくら位なのだという事は把握して、情報として蓄積した方が良いと思います。

この話は、私が農業委員に成った時から言っているのです。

蓄積してくれと言っているのですけど、前向きな返事は貰えなかったのですけど、是非情報として農業委員会として、どの位の金額になっているのかと言う把握を是非して頂きたいと思います。

事 務 局

行政書士さんの方に確認をさせて頂きまして、次回報告をさせて頂きます。

平山委員

行政書士に紹介ではなくて、税務課で評価額が出る訳ですから、その評

価額で普通はその評価額が基で売買されているので、その方が良いと思う。

その方が市役所の内部で調べれば分かる事なので、その地価を教えてください。

山田委員

原さんがお聞きしたい気持ちはよく分かりますし、私も度々いくらというのは聞いて来ていましたが、参考になりますのでやはりそういう事を知りたがる人もいるし、ただ個人情報と言う事も有り、難しい部分があるのですが、明らかになっている物も有ると思います。

それについては、農業委員会としては積極的に出して頂ければと思います。

本件土地については、恐らく〇〇万だと思います。

これは逆に言えば、手数料分で買うような恰好で、所謂売買と言ういくらで売るからいくらで買ってと言う事ではなくて、貰ってくれと言う話でスタートしているものなので一寸参考にはならないと思います。

前回出た〇〇の〇〇の時に〇反分程売りに出た所が、坪〇〇〇円でしたので、この土地を買ってくれと言う所有者は同じ人なのです。

ですから、売りたいと言った時にはなかなか金額がつかない。

くれると言っても私もいらないと言った所なので、参考に一寸ここはならないかなと思います。

一応そういう状況です。

議 長

よろしいですか。

それでは質疑が無いようですから、採決致します。

ただ今の案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議案第 17 号

議 長

続きまして、議案第 17 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対し許可を求める件を上程します。

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事 務 局

議案第 17 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。

申請番号 1、議案書の 4 ページ、5 ページの地図と 6 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

申請理由は、譲渡人の〇〇〇〇の父が、平成〇〇年〇月〇〇日に亡くなっております。

亡父と 35 年以前に譲受人〇〇〇〇との間で土地の賃貸借が成立し、譲受人の〇〇〇〇が申請地に業務用の倉庫を建築して現在に至ります。

今年に入り譲渡人〇〇〇〇に所有権移転登記をした事を機に、譲受人〇〇〇〇に贈与するものです。

譲受人〇〇〇〇は、自宅が申請地から〇〇m程の距離で有り、取得後も倉庫として使用するものであります。

この件につきましては、追認案件であるため両者から始末書が提出されております。

譲渡人のみ読み上げます。この度、私議農地法 5 条の規定による許可申請をお願い致しましたが、本件土地には〇〇年以前から（具体的な年月日は不明です）私の父〇〇〇〇（平成〇〇年〇月〇〇日死亡）と〇〇〇〇氏との間で土地の賃貸借（契約者は存在しません）が成立し、〇〇〇〇氏が申請地に業務用の倉庫を建築して現在に至っております。

私は申請地をはじめ、父名義の土地を相続したため、登記上の名義は〇〇〇〇になっていますが、上記の経過は父の代に行われた事で、現在の状況は把握しているものの、その詳細の内容は承知しておりません。

この度、転用事業者である〇〇〇〇氏に申請地を譲渡する運びとなり、所有権移転登記に先立ち、本件許可申請に及んだ次第であります。

これまで〇〇年間以上、農地法に基づく転用許可を得ないまま無断転用して来た事は誠に申し訳ございませんでした。

ここに所有権登記名義人として始末書を提出致しますので、何卒、ご寛大なるご処分により御許可を賜りたくお願い申し上げます。

以上ですけど、ご審議よろしく申し上げます。

議 長

続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当

安藤委員

21 日に現地を見て来ました。

〇〇〇〇さんは、地図で言うと〇〇〇を渡ってすぐ右の方に有る家です。

35 年、かなり経っているだろうなと言うような頑丈な物で、中に色々な物がしまっていて有りました。

今後もそれを使っていけたら良いのかなと思います。

私見た処はそんなものですので、ご審議よろしくお願いします。

議長

事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから採決します。

賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議長

続きまして、議案第 18 号、非農地証明交付申請に対し承認を求める件
を上程します。

申請番号1について事務局に説明を求めます。

事務局

議案 18 号、非農地証明交付申請について説明します。

申請番号 1、議案書の 7 ページ、8 ページの地図と 10 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番外〇筆、地目は畑で面積は合計で〇〇〇m²です。

場所は〇〇〇〇〇〇〇入口の西側になります。

申請者は、〇〇〇〇で令和〇年〇月〇〇日に亡父から相続がされてお

ります。

申請地は、相続以前から杉・檜が大きくなり、付近には公共道路・電話線等が有り管理に困っている中、森林組合の呼びかけにより事業の一環として、社会問題になっている花粉症対策事業により伐採し、花粉の出にくい苗を植え森林の循環を行いたいとの事で申請がされました。

以上、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当委員の庄司有紀委員をお願いします。

庄司委員 先日、事務局の方々と西村会長と現地を見て参りました。
写真にも載っていますように、完全なる山林と言う形で45年以上こういう形のままだと言う事が分かりました。

特に問題は無いかと思いますので、よろしくお願い致します。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決致します。

ただ今の案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、承認と決定致します。

議長 続きまして、申請番号2について事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号2、議案書の7ページ、9ページの地図と11ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番外〇筆、地目は畑で面積は合計〇〇〇m²です。

場所は前件申請地の隣接地で南側になります。

申請者は〇〇〇〇で平成〇〇年〇〇月〇日に亡父から相続がされております。

申請理由は、前件説明内容と同様ですので省略させていただきます。

以上、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当委員の庄司有紀委員をお願いします。

庄司委員 前件と全く同じで、完全なる山林でしたので、問題ないかと思いますの

で、よろしくお願いします。

議 長

事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決致します。

ただ今の案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、承認と決定致します。

日程第 3 報告事項

議 長

日程第 3、報告事項を議題と致します。

報告第 6 号について、事務局に報告を求めます。

事 務 局

報告第 6 号、転用確認証明書発行の報告です。12 ページをご覧ください。

申請番号 1、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、申請者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、令和〇年〇〇月〇〇日の許可で駐車場・資材置場です。

駐車場・資材置場を確認し、転用証明書を発行しました。

以上報告します

議 長

ただ今の報告に対し、質疑ございますか。

無いようですので、承認頂いたものと致します。

日程第 4 その他

議 長

日程第 4 その他を議題と致します。

委員の皆様から何かございますか。

三枝委員。

三枝委員

議案の 18 号の件なのですが、ご案内の中に、大月市森林組合の指導にて近隣の住居の問題も有り檜を伐採し、新たに花粉の出ない檜を植栽すると言う説明が有ったのですが、今後このような案件と言うのは続けて出て来ると言う情報を持っていたら教えて頂きたいと思います。

事 務 局

この件以外には、今の処ございません。

今の処は、報告は上がって来ておりません。

山田委員

これは森林組合から〇〇さんの方に話が有ったのですか、〇〇さんから伐採して欲しいとか、その流れは分かりますか。

事 務 局

その事業と言うのは、農林業担当の方でしてしまして、農林業担当を通

じてうちの方に話が有りました。

山田委員
事務局
議長

分からないと言う事ですね。

そうです。すいません。

他に何かありますか。

原委員。

原委員

一寸質問なのですが、2 畝 2a の土地に 10 m²の倉庫を建てたいと言う時に、市の農業委員会に連絡が必要ですか、必要ありませんか。

事務局

図面と申請書を出して頂ければ、大丈夫です。

山田委員

9 m²というと、建築確認が要らないので、トラクターなどを倉庫に置く時に、そういう物を作る時に、いちいち申請していると言う事は聞いた事が無いのだけれど、例えば税金をかける部署が見に行くとか、そういう事をしているかな。

してないと思うのですよ、あっちこっちに物置を簡単に作ってしまうのですよ。

建物と言うのは、要するに屋根が有って柱だけでは、建築物にならないのですよ、壁が無いと。

だからその辺の微妙の所がいっぱいあるので、畑にそこら中に建てている人もいますよ。

これをチェックして居るとは思えないのだけれど、農業委員会としてそういう問いかけが有れば受けますよと言うレベルで有って、それを広報して勝手に作ってはいけませんよとか、あんまり見た事が無いのですよ。

その辺の質問を含んで多分聞いていると思うので、そこを丁寧に説明しないと中途半端になっちゃいますよね、ですから次の機会で結構なので、それ整備したいので調べて、よろしくお願いします。

議長

他にはありませんか。

無いようですから、本日の日程は全て終了致しました。

議事進行にご協力ありがとうございました。

職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理

慎重審議ご苦労さまでした。

これを持ちまして、令和 6 年第 6 回大月市農業委員会総会を閉会致します。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

令和 6 年 6 月 25 日

議事録署名委員と共に署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

令和 6 年
第 6 回大月市農業委員会議事録

大月市農業委員会